

議案第 37 号 一般職の職員の給与に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

【改正例規】

- ① 一般職の職員の給与に関する条例
- ② 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例
- ③ 三田市議会議員報酬等に関する条例
- ④ 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- ⑤ 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

【改正趣旨】

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、下記事項をそれぞれ改定するに当たり、該当する関係条例の一部を改正しようとするもの。

- ① 一般職の職員の宿日直手当、給料月額を支給額及び期末・勤勉手当の支給割合
- ② 特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給割合
- ③ 市議会議員の期末手当の支給割合
- ④ 一般職の任期付職員の給料月額を支給額及び期末・勤勉手当の支給割合
- ⑤ 会計年度任用職員の報酬月額を支給額及び期末・勤勉手当の支給割合

【人事院勧告の概要（骨子）】

- (1) 民間給与が公務員給与を平均 15,014 円上回っており、較差を解消するため、
月例給の引上げ改定（平均 3.3%）
- (2) ボーナスの引上げ（0.05 月分）
- (3) 宿日直手当の額の引上げ（勤務 1 回につき 4,400 円⇒4,700 円）

【改正手法】

- (1) 給料月額（①④⑤）
 - ・令和 7 年 4 月に遡って適用する。
- (2) 期末勤勉手当（①④⑤）
 - ・令和 7 年度 12 月支給割合を 0.05 月引上げる。
(期末手当及び勤勉手当に 0.025 月分ずつ均等に配分)
- (3) 期末手当（②③）
 - ・令和 7 年度 12 月支給割合を 0.05 月引上げる。

【施行期日】

公布日施行

各条例の改正内容については次のとおり。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

第1条改正

ア 12月に支給する期末手当の支給割合の改定（第21条関係）

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
期末手当	行政職、医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職	1.25	1.275
		再任用	0.7	0.725

12月に支給する勤勉手当の支給割合の改定（第22条関係）

手当区分	給料表	職員区分	【現行】	【改正案】
勤勉手当	行政職、医療職(1)(2)、 教育行政職	一般職	1.05	1.075
		再任用	0.5	0.525

イ 給料月額の上上げ

- ・別表第1（その1）関係 行政職給料表の月例給を、平均3.27%引上げ
 - ・別表第1（その2）関係 医療職給料表(1)の月例給を、平均3.15%引上げ
 - ・別表第1（その3）関係 医療職給料表(2)の月例給を、平均3.41%引上げ
 - ・別表第1（その4）関係 教育行政職給料表の月例給を、平均3.44%引上げ
- ウ 宿日直手当の額の上上げ（勤務1回につき4,700円に引上げ）

(2) 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

付則第6項改正：12月に支給する期末手当の支給割合の改定
（第4条第2項関係）

【現行】2.3 ⇒ 【改正案】2.35

	給料月額	役職加算	改正前	改正後	差額
市長	982,000円	20%	2,710,320円	2,769,240円	58,920円
副市長	785,000円	20%	2,166,600円	2,213,700円	47,100円
教育長	687,000円	20%	1,896,120円	1,937,340円	41,220円
病院事業管理者	785,000円	20%	2,166,600円	2,213,700円	47,100円

※ 教育長及び病院事業管理者は別条例で規定しているがこの条例を準用

(3) 三田市議会議員報酬等に関する条例の一部改正

付則第7項改正：12月に支給する期末手当の支給割合の改定
（第6条第2項関係）

【現行】2.3 ⇒ 【改正案】2.35

	報酬月額	役職加算	改正前	改正後	差額
議長	636,000円	20%	1,755,360円	1,793,520円	38,160円
副議長	549,000円	20%	1,515,240円	1,548,180円	32,940円
議員	500,000円	20%	1,380,000円	1,410,000円	30,000円

(4) 三田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

付則第8項改正

ア 給料表の給料月額改正（第6条関係）

号給	給料月額【現行】	給料月額【改正案】
1号給	392,000円	405,000円
2号給	440,000円	455,000円
3号給	492,000円	508,000円
4号給	555,000円	574,000円
5号給	634,000円	655,000円
6号給	740,000円	765,000円
7号給	864,000円	893,000円

イ 12月に支給する期末勤勉手当の支給割合の改定（第8条関係）

手当区分	【現行】	【改正案】
期末手当	0.95	0.975
勤勉手当	0.875	0.9

(5) 三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例改正

第2条改正

ア 12月に支給する期末勤勉手当の支給割合の改定
（第9条、第9条の4関係）

手当区分	【現行】	【改正案】
期末手当	1.25	1.275
勤勉手当	1.05	1.075

イ 報酬月額引上げ

- ・別表第1 臨床医療職以外の報酬月額を、平均2%引上げ
- ・別表第2 臨床医療職の報酬月額を、平均2%引上げ